

令和6年4月5日

青森県教育委員会第903回定例会

期 日 令和6年4月5日（金）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 報 告
 - 報告第1号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について 1
- 3 議 案
 - 議案第1号 青森県学校保健推進計画（第4次）について 7
 - 議案第2号 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事について 8
- 4 その他
 - 青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の構成等について 9
 - 職員の懲戒処分に係る標準処分例の改正について 15
- 5 閉 会

報告第 1 号

青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項 について

1 受験者を確保するための取組

(1) 改善の趣旨

本県の教員採用候補者選考試験は、近年、定年等の退職者の増加などによる採用者数の増加に加え、受験者の減少などにより、最終競争率は低下傾向となっている。特に、小学校においてその影響が大きく、令和5年度実施の教員採用試験では1.1倍となったところである。また、特別支援学校小学部においても小学校と同様に受験者が減少傾向となっている。

このため、幼稚園教諭や中学校教諭の普通免許状を保有する者を対象として、弘前大学において認定講習を実施しており、2年程度で小学校教諭普通免許状を取得してもらうことにより、小学校の受験者増につなげる取組を行ってきた。

しかしながら、現状の教員採用試験の受験資格では、教員免許状が取得できる見込みとなった年度からでなければ教員採用試験を受験することができず、上記認定講習で小学校の普通免許状を取得しようとしている者は小学校教諭の教員採用試験を受験できない年度が生じてしまうため、受験資格を見直すものである。

(2) 実施内容

ア 幼稚園教諭普通免許状保有者

幼稚園教諭普通免許状を有している者について、幼稚園等（特別支援学校幼稚部及び幼保連携型認定こども園を含む。）において正規の幼稚園教諭として3年以上の勤務経験がある者を対象として、小学校教諭又は特別支援学校小学部教諭を受験する場合に限り、当該普通免許状の有無を問わず受験を可能とする。幼小連携を推進する観点から、幼稚園教諭としての実務経験を評価して選考を行うため、一般選考とは別の特別選考で選考を行う。

選考では、第一次試験で面接試験を実施し、その通過者には、第二次試験として実技試験を除く一般選考と同内容の試験を実施し、採用候補者を決定する。

なお、小学校教諭普通免許状を保有していない者が採用候補者となった場合には、認定講習や大学の通信教育、科目等履修等により単位を取得し、小学校教諭普通免許状を取得することを条件として最長3年まで採用を延期できるものとする。

また、採用延期中に小学校又は特別支援学校小学部の臨時講師として任用することができるよう、希望者に小学校又は特別支援学校の臨時免許状を授与する。

小学校教諭普通免許状を取得後は、取得した翌年度の4月1日付けで正式採用する。

イ 中学校教諭普通免許状保有者

中学校教諭普通免許状を有している者について、小学校教諭又は特別支援学校小学部教諭を受験する場合に限り、当該普通免許状を有していない場合であっても受験を可能とする。小学校教諭としての教科指導等に必要となる知識や技能を測るため、一般選考で選考を行う。

なお、採用候補者となった場合には、認定講習や大学の通信教育、科目等履修等により単位を取得し、小学校教諭普通免許状を取得することを条件として、小学校教諭2種免許状取得の要件となる勤務経験（3年以上）を考慮し、最長3年まで採用を延期できるものとする。

また、採用延期中に小学校又は特別支援学校小学部の臨時講師として任用することができるよう、希望者に小学校又は特別支援学校の臨時免許状を授与する。

小学校教諭普通免許状を取得後は、取得した翌年度の4月1日付けで正式採用する。

(3) 実施年度

令和7年度（令和6年度実施）教員採用候補者選考試験から実施する。

2 試験日程の早期化

(1) 改善の趣旨

本県の教員採用試験の日程については、例年、第一次試験を7月下旬に、第二次試験を9月下旬に実施し、10月下旬に最終合格発表を行っており、他都道府県の日程と比較すると遅めの日程となっている。

《令和5年度実施教員採用試験の日程》

第一次試験：令和5年7月22日（土）

第二次試験：令和5年9月23日（土）及び24日（日）

最終合格発表：令和5年10月27日（金）

昨今、公立学校教員採用選考に関し全国的な採用倍率の低下が続いていることを受け、令和5年5月31日に文部科学省から、教員採用選考試験の早期化等について方向性が提示され、教員志望者の増加に向けて、第一次試験の日程を6月中旬へ前倒しし、最終合格発表についても前倒しを検討することなどが挙げられた。

これらを踏まえ、受験者を確保するため、以下のとおり教員採用試験日程を前倒しするものである。

(2) 実施内容

第一次試験：令和6年7月13日（土）

第二次試験：令和6年8月31日（土）、9月1日（日）

最終合格発表：令和6年10月上旬（予定）

(3) 実施年度

令和7年度（令和6年度実施）教員採用候補者選考試験から実施する。

3 電子申請による出願受付

(1) 改善の趣旨

本県の教員採用試験の実施要項や受験願書等の出願書類については、応募者の負担軽減を図るため、令和4年度（令和3年度実施）教員採用試験から原則として紙媒体での配布をやめ、県教育委員会ホームページから応募者各自がダウンロードする方式に見直しを行った。これにより、応募者が実施要項を郵送で請求する手間がなくなり、一定の負担軽減につながっているが、依然として、受験願書や登録票など同じ内容を複数回手書きする手間や、最終学歴を記入する際に、コード表を確認して対応するコードを記入する手間などが応募者の負担となっている。

これらを踏まえ、以下のとおり出願方法等を見直すものである。

(2) 実施内容

ア インターネット（電子申請）による出願受付

「青森県電子申請・届出システム」を利用し、電子申請により出願を受け付ける。

イ 提出書類の見直し

これまで提出を求めていた書類のうち、アの方法によることで一部書類の作成が不要となるため、提出書類を見直す。

(3) 実施年度

令和7年度（令和6年度実施）教員採用候補者選考試験から実施する。

4 第二次試験実施方法の見直し

(1) 改善の趣旨

ア 適性検査

適性検査は、教員として求められる知識や技能を測る筆記試験や実技試験ではわからない、その人の特性を把握するための検査である。これまで本県では、第二次試験の人物評価の資料とするために適性検査と面接試験を実施しており、適性検査の判定結果からその人物の特性を、面接試験の結果から教員としての適性を評価してきた。

しかしながら、適性検査の判定には時間を要するため、面接試験の評価の際に適性検査の判定結果を確認できず、選考の際は適性検査の判定結果と面接試験の評価を個々に活用している状況である。

このため、面接試験で教員としての適性を評価する際には、人物としての特性も踏まえて面接を実施することで、より多角的な視点で正確な評価を行うことができると考えられることから、以下のとおり実施方法を見直すものである。

イ 小論文試験

小論文試験は、読解力・思考力・論述力を問う試験であり、これまで本県では、第二次試験において小論文試験を実施し、その結果を第二次試験の選考資料として活用してきた。

しかしながら、教員としての適性が高い者を採用するためには、人物評価に重点を置いた選考を実施することが重要であるため、以下のとおり試験内容を見直すものである。

(2) 実施内容

ア 適性検査

第二次試験の面接試験（集団討論）の討論時間を20分から30分に延長し、面接試験の中でこれまで適性検査で確認していた内容も含めて評価することとし、適性検査を取りやめる。

イ 小論文試験

第二次試験の面接試験（個人面接）の面接時間を延長し、面接試験の中でこれまで小論文試験で評価していた内容も含めて評価することとし、小論文試験を取りやめる。

(3) 実施年度

令和7年度（令和6年度実施）教員採用候補者選考試験から実施する。

議案第 1 号

青森県学校保健推進計画（第 4 次）について

本県児童生徒の健康課題の解決及び「青森県健康増進計画」で示されている児童生徒に関連する数値目標の達成に向けて、青森県教育委員会、公立小・中・高等学校、関係機関等の具体的な取組を体系化し、学校、家庭、地域が一体となって学校保健を推進していくことを目的とし、「青森県学校保健推進計画（第 4 次）」を、別添のとおり定める。

議案第 2 号

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の 人事について

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事を次のとおり行う。

杉本	孝
竹内	正光
細越	敬喜
山内	正勝

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員に任命する

任期は令和 6 年 5 月 1 3 日から令和 8 年 5 月 1 2 日までとする

令和 6 年 4 月 5 日

青森県教育委員会

[その他]

青森県における教育の振興のための施策に関する
基本的な計画の構成等について

資料：青森県教育振興基本計画の構成等について

青森県教育振興基本計画の構成等について

令和6年4月5日

教育政策課

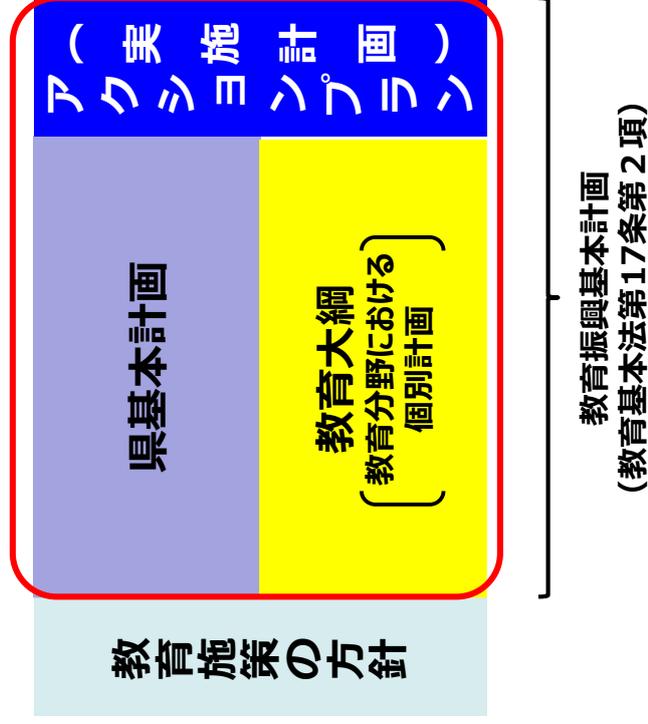
1. 趣旨

- 青森県では、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について、総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針として「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」（以下「県基本計画」という。）を策定しています。
- さらに、県基本計画に掲げるめざす姿の実現に向け、教育施策における目標や方針を示した教育分野における個別計画として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び教育基本法に基づき、知事は、令和6年3月26日、総合教育会議における協議も踏まえて、「青森県教育施策の大綱」（以下「大綱」という。）を策定しました。
- これらを踏まえ、県教育委員会として、本県教育の更なる振興に向けて、今後取り組むべき具体的な施策・事業や、その進捗状況を効果的に把握するための指標・目標値を設定した「アクションプラン2024」（以下「本プラン」という。）を作成したいと考えています。
- また、今後の教育施策の更なる推進には、県及び県教育委員会が一体となった政策運営が必要であることから、本プランの策定に当たっては、県基本計画や大綱との整合を図るとともに、①県基本計画、②大綱、③本プランの3つをあわせて、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置づけることとします。
- 今後、県教育委員会では、本プランに基づき各種施策の点検・評価など、教育施策におけるPDCAサイクルを進めていきます。

1. 趣旨

- 計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。
- なお、毎年、各種施策の進捗状況の確認、点検・評価を実施するとともに、大綱の見直しが行われた際には、整合性を図るため、必要に応じてアクションプランを更新していきます。

＜参考＞ 青森県教育振興基本計画のイメージ図



2. 政策・施策体系

- 県基本計画における政策テーマ「こども」及び「地域社会」のうち教育分野に関連する政策・施策体系（下記）に沿って、各取組を推進します。

I あおもりの未来をつくるこどもたちのための学校教育改革

- 施策 1 「知・徳・体」の調和の取れた「生きる力」の育成
- 施策 2 グローバル社会への対応と主体的に社会に参画する学びの推進
- 施策 3 「生きる・働く・学ぶ」をつなぐキャリア教育の推進
- 施策 4 多様な教育的ニーズへの対応
- 施策 5 こどもの学びを支える教育環境の整備ときめ細かな指導の充実に向けた人財の確保・育成
- 施策 6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

II 元気な地域づくり・人づくり

- 施策 7 地域の強みを生かした地域づくりと人づくり
- 施策 8 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

III 文化・スポーツの振興

- 施策 9 歴史・文化の価値や魅力に対する理解と活用の促進
- 施策 10 楽しく体を動かしスポーツに親しむ環境づくりと競技力の向上

3. アクションプラン2024の記載イメージ

10の施策体系を記載しています

施策1 「知・徳・体」の調和の取れた「生きる力」の育成

番号は、主な取組と、それに関連する事業や評価する指標とのつながりを示しています

<主な取組>
 1-① 児童生徒の確かな学力を育むため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に取り組みます。
 1-② 情報活用能力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成に取り組めます。

県基本計画の<主な取組>を記載しています

<主な事業>
 ① 学校DXスタートアップ事業（校務以外分）
 ① 小・中学校教科充実支援事業
 ② 高等学校におけるICTを活用した資質・能力を育む授業づくり推進事業

<主な取組>に関連する事業名を記載しています

<主な取組>を評価する指標と目標値を記載しています

No.	指標	調査名	現状値	目標値 (R10)
①	学習に関心・意欲を持つこと もの割合	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙(文部科学省)	(R5) 小学校79.1% 中学校75.9%	小学校 中学校 ともに 80.0%
②	[教員のICT活用指導力] ⑦授業にICTを活用して指導する能力 ⑧児童生徒のICT活用を指導する能力	学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(文部科学省)	(R4) 県 ⑦78.1% ⑧81.1% 全国 ⑦78.0% ⑧81.0%	平均 90.0%

・
・
・

[その他]

職員の懲戒処分に係る標準処分例の改正について

1 改正の趣旨

令和4年4月1日に教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（以下「法」という。）が施行され、児童生徒性暴力等の早期発見のための取組や事案発生時の厳正な対処が求められたこと、その他各種法令の改正等を踏まえ、「懲戒処分に係る標準処分例」（平成27年4月2日青森県教育委員会決定。以下「標準処分例」という。）を改正した。

2 改正内容

(1) 児童生徒性暴力等の禁止

これまで「児童生徒に対する非違行為」のうち「わいせつ行為等」としていた事項について、「児童生徒性暴力等」とし、法に基づく規定に改正した。

(2) わいせつ事案の予防的措置に向けた対応

児童生徒を対象としたわいせつ事案の防止に向けて、①SNS等を利用した児童生徒との私的なやりとり、②自家用車等への児童生徒の同乗等を追記した。

(3) 法令改正等に伴う改正

ア 刑法改正を踏まえ、「セクシュアル・ハラスメント」及び「わいせつ行為（公務外非行）」について改正するとともに、いわゆる労働施策総合推進法の規定に合わせて、「パワー・ハラスメント」の定義について改正した。

イ 児童生徒に対する「不適切な指導」及び、マタニティ・ハラスメント等、セクハラ・パワハラ以外の嫌がらせ行為として「その他のハラスメント」について、追記した。

3 施行日

令和6年4月1日

参 考 資 料

第 9 0 3 回定例会（令和 6 年 4 月）

- 議案第 1 号
青森県学校保健推進計画（第 4 次）について P 1 ~ P 4
- 議案第 2 号
青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事について P 5 ~ P 6
- その他
職員の懲戒処分に係る標準処分例の改正について P 7 ~ P 13

青森県学校保健推進計画（第 4 次）の概要について

1 策定の趣旨

県教育委員会では、本県児童生徒の健康課題の解決及び「青森県健康増進計画」で示されている児童生徒に関連する目標の達成に向けて、学校、家庭、地域が一体となって学校保健を推進していくことができるよう、県教育委員会、公立小・中・高等学校、関係機関等の具体的な取組を体系化した「青森県学校保健推進計画」を平成 20 年度から策定してきた。

第 4 次計画は、現行の「青森県学校保健推進計画（第 3 次）」（計画期間：2019（令和元）年度から 2023（令和 5）年度まで）の取組状況等について評価するとともに、令和 6 年 3 月に策定された「第三次青森県健康増進計画」の数値目標を踏まえて策定するものである。

2 第 3 次計画の評価について

「青森県学校保健推進計画（第 3 次）」の各項目について、あらかじめ設定された目標の達成状況の最終評価を行った結果、下表のとおり A 目標達成と B 改善傾向を合わせても約 50%にとどまっており、本県児童生徒の健康課題に向けて、引き続き学校・家庭・地域社会が一体となって学校保健の推進を目指し、取組を充実させていく必要がある。

	A 目標達成	B 改善傾向	C 変わらない	D 悪化傾向	E 評価困難	計
(1) 学校保健推進体制の確立	4	3	4	1	0	12
(2) 望ましい生活習慣定着の推進	6	4	2	16	1	29
(3) 感染症防止対策の推進	1	0	0	0	0	1
(4) 性に関する指導の推進	5	0	1	0	0	6
(5) 心の健康問題への対応の推進	6	0	0	0	0	6
(6) アレルギー疾患への対応の推進	1	3	3	1	0	8
(7) その他の慢性疾病等への対応の推進	0	0	0	4	0	4
(8) 子どもの傷害予防の推進	2	1	2	0	0	5
計	25	11	12	22	1	71

50.7%

3 策定の経過

計画策定に当たっては、大学教授、医師、歯科医師、学校薬剤師、学校関係者、県 PTA 連合会の代表等で構成する検討委員会を組織し、検討を行って計画案を取りまとめるとともに、パブリック・コメントにより、県民の意見を募集した。

(1) 青森県学校保健推進計画検討委員会

- ① 令和 5 年 10 月に設置
- ② 令和 5 年 10 月～12 月にかけて 3 回開催

(2) パブリック・コメント

①意見募集期間

令和6年2月28日(水)～令和6年3月28日(木)

②提出された意見

参考資料2のとおり

4 青森県学校保健推進計画(第4次)について

(1) 目標項目

第3次計画の8項目のうち、(3)感染症予防対策の推進については、目標としていた「学校等欠席者・感染症情報システムの導入数の増加」について、全ての市町村がシステムに加入したことから削除した。

また、(6)アレルギー疾患への対応、(7)その他慢性疾患等への対応の推進、(8)子どもの傷害予防の推進の3項目を(5)学校管理下での負傷・疾病対応にまとめ、目標項目を次の5項目とした。

第3次計画		第4次計画案
(1) 学校保健推進体制の確立		(1) 学校保健推進体制の確立
(2) 望ましい生活習慣定着の推進		(2) 望ましい生活習慣定着の推進
(3) 感染症防止対策の推進	→	【削除】
(4) 性に関する指導の推進		(3) 性に関する指導の推進
(5) 心の健康問題への対応の推進		(4) 心の健康問題への対応の推進
(6) アレルギー疾患への対応の推進	}	(5) 学校管理下での負傷・疾病の対応
(7) その他の慢性疾患等への対応の推進		
(8) 子どもの傷害予防の推進		

(2) 実施状況の評価等

本計画に基づく各項目の取組の進捗状況を把握するため、アウトプット(対策)とアウトカム(指標)に係る目標値を設定し、令和8年度を目途に中間評価を行い、必要に応じて取組の見直しを行う。

(3) 取組期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

青森県学校保健推進計画（第4次）（案）に関するパブリック・コメントの結果について

<p>1 意見募集期間 令和6年2月28日（水）～令和6年3月28日（木）</p>		
<p>2 提出者（団体）数【総件数】 1名、0団体【1件】</p>		
<p>3 区分件数</p> <p>(1) 計画全般 0件</p> <p>(2) 第1章 計画の概要 0件</p> <p>(3) 第2章 児童生徒の健康の現状と学校保健推進の課題 0件</p> <p>(4) 第3章 計画の推進 1件</p> <p>(5) 資料編 0件</p>		
<p>4 反映状況（青森県民政策提案実施要綱）</p> <p>(1) 文書修正等：本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。 0件</p> <p>(2) 記述済み：既に記述済みであるもの。 0件</p> <p>(3) 実施段階検討：計画の実施段階で検討又はたいそうすべきもの。 0件</p> <p>(4) 反映困難：反映が困難なもの。 0件</p> <p>(5) その他：質問や感想。施策の体系外への意見。 1件</p>		

青森県学校保健推進計画（第4次）（案）パブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会への考え方

反映区分	番号	提出された意見	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
3 計画の推進	1	AED（自動体外式除細動器）の使い方などの取り組みがありよい。現代の日本では地震や災害などがいつ起こってもおかしくない状況になっていることから、災害時の応急手当など小中学校でも取り組んでいただきたい。	その他	本計画については、市町村教育委員会に周知するとともに、各種研修会等を通じて浸透を図り、学校において安全教育を含めた健康教育が適切に実施されるよう取り組んで参ります。

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員人事案

現在の委員 (令和4年5月13日～令和6年5月12日)		委員候補者 (令和6年5月13日～令和8年5月12日)							
担当分野	氏名	住所	職業	委嘱年	在任期間	氏名	住所	職業	付記
刀剣	1 杉本 孝 <small>すぎもと たかし</small>	八戸市	テイエス(株) 代表取締役	平成 22	14	杉本 孝 <small>すぎもと たかし</small>	八戸市	テイエス(株) 代表取締役	再任
	2 竹内 正光 <small>たけうち まさみつ</small>	五所川原市	無職	平成 28	8	竹内 正光 <small>たけうち まさみつ</small>	五所川原市	無職	再任
	3 細越 敬喜 <small>ほそごえ ひろき</small>	八戸市	日本刀研磨業(自営)	平成 28	8	細越 敬喜 <small>ほそごえ ひろき</small>	八戸市	日本刀研磨業(自営)	再任
	4 山内 正勝 <small>やまうち まさかつ</small>	田舎館村	無職	平成 30	6	山内 正勝 <small>やまうち まさかつ</small>	田舎館村	無職	再任
5 銃砲								欠員	

参 考 資 料
議 案 第 2 号 関 係

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員 関係法令（抜粋）

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年 3 月 10 日法律第 6 号） （登録）

- 第 14 条 都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。
- 2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。
- 3 第 1 項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。
- 4～5（略）

○銃砲刀剣類登録規則（昭和 33 年 3 月 10 日文化財保護委員会規則第 1 号） （登録審査委員）

- 第 2 条 法第 14 条第 3 項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。

○青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員に関する規則（平成 12 年 3 月 15 日青森県教育委員会規則第 10 号） （任命等）

- 第 2 条 審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。
- 2 審査委員の定数は、5 人とする。
- 3 審査委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 教育委員会は、特別の事由があるときは、審査委員を免ずることができる。

○青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の候補者資格基準要項（平成 12 年 4 月 28 日）

- 1 銃砲刀剣類に関し、専門的な知識・経験を有する者
- 2 美術商・古美術商その他銃砲又は刀剣類の売買仲買等を営んでいない者
- 3 銃砲刀剣類所持等取締法に違反していない者及び同法に関連する係争に関係していない者
- 4 原則として、満 80 歳以下の者

懲戒処分に係る標準処分例

青森県教育委員会

第1 目的

この標準処分例は、青森県教育委員会が任命する職員が、全体の奉仕者としてふさわしくない非行や違法行為（以下「非違行為」という。）を行った場合に想定される標準的な懲戒処分の量定を明らかにすることにより、職員の公務員としての自覚を求め、教育に携わる職員の非違行為の防止・抑制を図ることを目的とするものである。

第2 基本事項

1 一般的事項

この標準処分例は、代表的な事例を選び、青森県教育委員会における過去の事例等を参考に、標準的な懲戒処分の量定を示したものであり、具体的な処分量定については、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 児童生徒、保護者、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等を考慮の上、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等個別事案の内容を勘案し、総合的に判断するものとする。このため、個別の事案の内容によっては、この標準処分例に掲げる処分の種類以外となることもあり得る。

2 特に重大な非違行為の防止

青森県教育委員会では、この標準処分例で示した非違行為の中でも特に、児童生徒性暴力等を含めたわいせつな行為及び酒気帯び運転又は酒酔い運転については、原則として免職の懲戒処分をもって臨むものであり、職員は、これらの非違行為を絶対にしてはならない。

第3 懲戒処分の標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

- ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。
- イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。
- ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱する等職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

- ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。
- イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

- ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。
- イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(8) 秘密漏えい

- ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。
- イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(9) 政治的行為の制限違反

- ア 地方公務員法第36条第1項若しくは第2項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行った職員は、減給又は戒告とする。
- イ 地方公務員法第36条第3項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした職員は、停職又は減給とする。
- ウ 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした職員は、免職又は停職とする。
- エ 公職選挙法第137条の規定に違反して、学校の児童生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をした職員は、免職又は停職とする。

(10) 兼業の承認等を得る手続の怠

営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員は、減給又は戒告とする。

(11) 入札談合等に関与する行為

県又は市町村が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合をそそのかすこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(12) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(13) 公文書の不適正な取扱い

ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。

イ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(14) セクシュアル・ハラスメント（他の者（児童生徒を除く。）を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 相手の意に反して又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることによりわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

※ わいせつな行為とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影（盗撮等を含む。）、わいせつ目的をもって身体に触ること等をいう（以下同じ。）。

イ アに掲げるものを除くほか、相手の意に反してわいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。

※ わいせつな言辞等の性的な言動とは、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等をいう（以下同じ。）。

ウ アに掲げるものを除くほか、相手の意に反してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

(15) パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの）

ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

(16) その他のハラスメント（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等）

ア (14)及び(15)以外のハラスメント（以下「その他のハラスメント」という。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ その他のハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、その他のハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

ウ その他のハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

(17) 収賄

賄賂を収受した職員は、免職とする。

(18) 供給等

ア 職務に利害関係のある者から利益や便益の供与（社会通念上許される範囲のものを除く。）を受けた職員は、減給又は戒告とする。

イ アのうち、定期的に利益や便益の供与を受けるなど、常習性が認められる職員は、免職又は停職とする。

(19) 個人情報の盗難・紛失・流出

過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

2 児童生徒に対する非違行為関係

(1) 体罰

ア 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症を残す傷害を負わせた職員は、免職又は停職とする。

イ アに掲げるものを除くほか、体罰により、児童生徒に傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

ウ ア及びイに掲げるものを除くほか、体罰を常習的に行っていた職員又は特に悪質な態様の体罰を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

(2) 不適切な指導

ア 暴言等不適切な指導を常習的に行い、児童生徒に著しい精神的な苦痛を与えた職員は、免職、停職又は減給とする。

イ アに掲げるものを除くほか、暴言等不適切な指導を常習的に行った職員又は特に悪質な態様の不適切な指導を行った職員は停職、減給又は戒告とする。

(3) 児童生徒性暴力等

ア 児童生徒性暴力等を行った職員は免職とする。

イ アに掲げるものを除くほか、児童生徒にわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

※ 児童生徒性暴力等とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項各号に掲げる行為をいう。

(4) SNS 等を利用した児童生徒との私的なやり取り

所定の手続を経ず、又は私的な内容について、児童生徒とソーシャルネットワーキングサービス（SNS）や電子メールによるやり取りを繰り返し行った職員は、減給又は戒告とする。

(5) 自家用車等への児童生徒の同乗等

教育上真に必要なにもかかわらず、所定の手続を経ずに児童生徒を自家用車等に同乗させる、又は学校内外で児童生徒と2人きりになる等の状況を繰り返し作り出した職員は、減給又は戒告とする（緊急時等やむを得ない場合を除く。）。

3 公金、県若しくは市町村の財産又は学校徴収金取扱関係

(1) 横領

公金、県若しくは市町村の財産又は学校徴収金（以下「公金等」という。）を横領した職員は、免職とする。

※ 学校徴収金とは、学校において保護者等から徴収する経費のうち、県又は市町村の歳入とせず、私費会計として処理するすべての経費をいう。

(2) 窃取

公金等を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金等を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金等を紛失した職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金等の盗難に遭った職員は、戒告とする。

(6) 県又は市町村の財産の損壊

故意に職場において県又は市町村の財産を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 失火

過失により職場において県又は市町村の財産の出火を引き起こした職員は、戒告とする。

(8) 給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与を不正に受給した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(9) 公金等の処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

(10) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

4 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

- ア 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。
- イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(7) 窃盗・強盗

- ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。
- イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

- ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。
- イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。

(10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

(12) 淫行（第3の2(3)アに掲げるものを除く。）

18歳未満の者に対して、淫行をした職員は、免職とする。

(13) わいせつな行為（第3の1(14)に掲げるものを除く。）

- ア 相手の意に反してわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。
- イ アに掲げるものを除くほか、相手の意に反してわいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。
- ウ アに掲げるものを除くほか、相手の意に反してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

(14) ストーカー行為（同一の者に対し、つきまとい等を反復して行うこと）

ストーカー行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。

5 交通法規違反関係

(1) 重大な義務違反（酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。））

ア 飲酒運転

飲酒運転をした職員は、免職とする。

イ 飲酒運転者への車両提供等

飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した職員は、飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) 飲酒運転以外の重大な義務違反(30km/時(高速道路又は自動車専用道路40km/時)以上の速度超過・無免許運転・過労運転等)

ア 重大な義務違反により、人を死亡させた職員は、免職とする。

イ 重大な義務違反により、人に重傷又は軽傷を負わせ、若しくは物損事故を起こした職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ 重大な義務違反のみである職員は、停職、減給又は戒告とする。

(3) 義務違反(重大な義務違反以外の自動車運転中における交通法規違反)

ア 義務違反により、人を死亡させた職員は、免職、停職又は減給とする。

イ 義務違反により、人に重傷を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

6 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい・黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

附 則

この標準処分例は、平成27年4月2日から施行する。

附 則

この標準処分例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この標準処分例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この標準処分例は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この標準処分例は、令和6年4月1日から施行する。